

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第16号	さいたま市職員定数条例等の一部を改正する条例	人 事 課	令和元年10月23日
条例第17号	さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	職 員 課	令和元年10月23日
条例第18号	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	職 員 課	令和元年10月23日
条例第19号	さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例	教 育 総 務 課	令和元年10月23日
条例第20号	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	教 職 員 人 事 課	令和元年10月23日
条例第21号	さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例	教 職 員 給 与 課	令和元年10月23日
条例第22号	さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	区 政 推 進 部	令和元年10月23日
条例第23号	さいたま市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	障 害 支 援 課	令和元年10月23日
条例第24号	さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	庶 務 課	令和元年10月23日
条例第25号	さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例	区 政 推 進 部	令和元年10月23日
条例第26号	さいたま市公共事業評価審議会条例	技 術 管 理 課	令和元年10月23日
条例第27号	さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例の一部を改正する条例	道 路 計 画 課	令和元年10月23日
条例第28号	さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	水 道 総 務 課	令和元年10月23日
条例第29号	さいたま市消防団条例の一部を改正する条例	消防団活躍推進室	令和元年10月23日

さいたま市条例第16号

さいたま市職員定数条例等の一部を改正する条例

(さいたま市職員定数条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、消防及び水道事業管理者の各機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職に任用された職員及びさいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員を除く。以下同じ。）の定数について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、消防及び水道事業管理者の各機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員及びさいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員を除く。以下同じ。）の定数について定めるものとする。</p>

(公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p>

<p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(法第10条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(法第10条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
---	---

(外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p>

(さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年さいたま市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の研修の状況</u></p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p>

（さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成13年さいたま市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休職の効果) 第3条 [略] 2・3 [略] 4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u>	(休職の効果) 第3条 [略] 2・3 [略]

(さいたま市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 さいたま市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（平成13年さいたま市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（ <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）第3条第2項に規定する時間額（地域手当に相当する額を除く。）の10分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。</u> ）の10分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第7条 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第24条第5項の規定に基づき、職員（さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第2条第2項に規定する教職員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。<u>ただし、臨時的任用に係る職員の年次有給休暇の日数については、当該職員の任用期間を考慮し、規則で定める。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p>第19条 <u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の休暇については、第12条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。</u></p> <p><u>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第2条第2項に規定する教職員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(非常勤職員の勤務時間等)</p> <p>第19条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>

則で定める。

(さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>⑦ [略]</p> <p>⑧ その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「<u>1歳6か月到達日</u>」という。）（<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>⑨ [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定によ</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>⑦ [略]</p> <p>⑧ その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>⑨ [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定によ</p>

る育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ [略]

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は

る育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア・イ [略]



当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

#### 第2条の5 [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) [略]

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支

#### 第2条の4 [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。
- (8) [略]

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

障が生じることとなったこととする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 [略]

2 職員給与条例第30条第1項(教職員給与条例第26条において準用する場合を含む。)に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(6) [略]

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 [略]

2 職員給与条例第30条第1項(教職員給与条例第26条において準用する場合を含む。)に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(6) [略]

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第2

規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア・イ [略]

（部分休業の承認）

第19条 [略]

2 [略]

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める育児を事由とする特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第20条 職員（職員給与条例又は教職員給与条例の適用を受ける職員に限る。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第18条（教職員給与条例第19条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第23条（教職員給与条例第23条において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

61号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア・イ [略]

（部分休業の承認）

第19条 [略]

2 [略]

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が職員勤務時間条例第15条若しくは教職員勤務時間条例第17条に規定する特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第20条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第18条（教職員給与条例第19条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第23条（教職員給与条例第23条において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第17号

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員（<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及びさいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）第2条第2項に規定する教職員を除く。</u>以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務は、別表第4のとおりとする。ただし、特定の行政課題に対応するために特に設けられた職の職務、標準的に設置されていない職の職務その他の同表に規定し難い職の職務については、人事委員会規則で定めるところにより、これを分類するものとする。</u></p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 任命権者は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び機関の定める規程の趣旨に従い、並びに<u>前条第2項の規定による分類の基準</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）第2条第2項に規定する教職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第32条第1項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</u></p> <p><u>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務は、別表第4のとおりとする。ただし、特定の行政課題に対応するために特に設けられた職の職務、標準的に設置されていない職の職務その他の同表に規定し難い職の職務については、人事委員会規則で定めるところにより、これを分類するものとする。</u></p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 任命権者は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び機関の定める規程の趣旨に従い、並びに<u>前条第3項の規定による分類の基準</u></p>

に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2～13 [略]

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条まで及び附則第32項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第33条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 [略]

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第32項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2～13 [略]

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条まで及び附則第32項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第33条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 [略]

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第32項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第32項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 [略]

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第32項第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 [略]

(寒冷地手当)

第31条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において福島県南会津郡南会津町に在勤する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

2～5 [略]

第32条 [略]

(退職者の給与)

第33条 [略]

2～5 [略]

6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第32項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 [略]

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第32項第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 [略]

(寒冷地手当)

第31条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる地域に在勤する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

(1) 福島県南会津郡南会津町

(2) 新潟県南魚沼市

2～5 [略]

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第32条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。

2 臨時又は非常勤の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

第32条の2 [略]

(退職者の給与)

第33条 [略]

2～5 [略]

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項

規定に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 [略]

別表第4（第3条関係）

ア・イ [略]

ウ 医療職給料表(2)に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
4級	(1) 課長補佐、副科長又は副技師長の職務 (2) [略]
5級	(1) 課長、科長又は技師長の職務 (2) [略]
[略]	

エ・オ [略]

に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 [略]

別表第4（第3条関係）

ア・イ [略]

ウ 医療職給料表(2)に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
4級	(1) 課長補佐、副科長、副技師長又は理学療法副士長の職務 (2) [略]
5級	(1) 課長、科長、技師長又は理学療法士長の職務 (2) [略]
[略]	

エ・オ [略]

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第10条 [略] 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項第2号及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第15条第2項第2号中「又は再任用短時間勤務職員」とあるのは、「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第3	第10条 [略] 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項第2号、 <u>第19条第2項及び第32条第1項</u> の規定の適用については、給与条例第15条第2項第2号中「又は再任用短時間勤務職員」とあるのは、「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さ

5号) 第8条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。) 」と、給与条例第19条第2項中「又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」とする。

いたま市条例第35号) 第8条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。) 」と、給与条例第19条第2項中「又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」と、給与条例第32条第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

(さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) [略]</p>



<p>(2) 法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第23条 <u>技能職員で会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とし、その額及び支給方法は、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年さいたま市条例第18号)の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。</u></p> <p>2 <u>技能職員で会計年度任用職員であるものが退職した場合における退職手当の支給については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の例による。</u></p>	<p>(2) 法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者</p> <p>(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第23条 <u>臨時又は非常勤の技能職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)については、任命権者は、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。</u></p>
--	--

(さいたま市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市職員等の旅費に関する条例(平成13年さいたま市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、公務のために旅行する職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項の規定の適用を受ける者をいう。以下同じ。)及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、公務のために旅行する職員(市が給与又は報酬を支給している者をいう。以下同じ。)及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p>

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(10) [略]

(11) 一般職の職員 職員のうち、市長等以外のものをいう。

2 [略]

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 [略]

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準じる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 [略]

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(10) [略]

(11) 一般職の職員 職員のうち、さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）第1条に規定する職員、さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員及び市長が別に定める者をいう。

2 [略]

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 [略]

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 [略]

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

(さいたま市職員退職手当条例の一部改正)

第5条 さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、<u>一般職</u>の職員（さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号）の適用を受ける者を除く。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する<u>一般職</u>の職員のうち常時勤務に服することを要する職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。<u>ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第17条 この条から第24条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分 <u>法第29条の規定による懲</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号）の適用を受ける者を除く。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第17条 この条から第24条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分 <u>地方公務員法第29条の規</u></p>

戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

- (2) 退職手当管理機関 法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第24条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 法第28条第4項の規定による失職又はこれに準じる退職をした者

2・3 [略]

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退

定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

- (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第24条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2・3 [略]

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退

職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) [略]

2～6 [略]

職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) [略]

2～6 [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中さいたま市職員の給与に関する条例第28条第3号及び第4号の改正、第3条中さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の改正、第4条中さいたま市職員等の旅費に関する条例第3条第3項の改正（「準ずる」を「準じる」に改める部分に限る。）、同条第5項及び第6項の改正並びに第5条中さいたま市職員退職手当条例第17条の改正、第18条第1項第2号の改正（「地方公務員法」を「法」に改める部分及び「準ずる」を「準じる」に改める部分に限る。）及び第20条の改正 公布の日
  - (2) 第1条中さいたま市職員の給与に関する条例第27条、第28条第2号、第30条及び第33条の改正、第3条中さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正、第4条中さいたま市職員等の旅費に関する条例第3条第3項の改正（前号に掲げる改正を除く。）並びに第5条中さいたま市職員退職手当条例第18条第1項第2号の改正（前号に掲げる改正を除く。） 令和元年12月14日
  - (3) 第1条中さいたま市職員の給与に関する条例第1条、第3条、第4条及び第31条の改正、第32条を削る改正並びに第32条の2及び別表第4の改正、第2条の規定、第3条中さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第2

3条の改正、第4条中さいたま市職員等の旅費に関する条例第1条及び第2条の改正、第5条中さいたま市職員退職手当条例第1条及び第2条の改正並びに次項の規定 令和2年4月1日

(経過措置)

- 2 第5条の規定による改正後のさいたま市職員退職手当条例第2条第2項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

## さいたま市条例第18号

### さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項、第4項及び第5項並びに第204条第2項及び第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者及び水道局企業職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。）並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）並びに期末手当とする。

#### (給料及び基本報酬)

第3条 給料の額は、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）に支給される給料の額との権衡を考慮して月額で定めるものとし、別表左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表中欄に定める月額を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 基本報酬の額は、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき、前項の給料の額との権衡を考慮して時間を単位とする額（以下「時間額」という。）で定めるものとし、別表左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表右欄に定める時間額を

超えない範囲内において規則で定める額とする。

(給料及び基本報酬の支給方法及び支給日)

第4条 給料の支給方法及び支給日は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける常勤職員の例による。

2 基本報酬は、月の初日から末日までの期間における勤務時間数（規則で定める時間数を含む。）により計算した額を翌月の21日までに支給する。ただし、同日までに支給することが困難な特別の事情がある場合は、任命権者が別に定める日に支給することができる。

(給与の減額)

第5条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しない場合（規則で定める場合を除く。）は、その勤務しない1時間につき規則で定める勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額については、規則で定める。

2 前項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給与の減額については、給与条例の適用を受ける常勤職員の例による。

(手当及び手当相当報酬)

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員に支給される手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、第2条第1項に規定する手当（期末手当を除く。）を支給することができる。

2 パートタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員に支給される手当との権衡並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定を考慮して規則で定めるところにより、第2条第2項に規定する手当相当報酬を支給することができる。

3 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員（給与条例第27条第2項に規定する特定管理職員及び同条第3項の規定の適用を受ける再任用職員を除く。）に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定める



ところにより、期末手当を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

(給与からの控除)

第7条 給与条例第35条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除について準用する。

(口座振替の方法による給与の支給)

第8条 給与は、会計年度任用職員から自己名義の口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

(旅費及び費用弁償)

第9条 フルタイム会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）の規定に基づき、旅費を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、さいたま市職員等の旅費に関する条例の規定により一般職の職員に支給される旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

3 パートタイム会計年度任用職員が通勤のために費用を要したときは、給与条例の適用を受ける常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、その費用を弁償することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(人事委員会との協議)

第11条 市長は、この条例の規定に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ市人事委員会と協議しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職員	月額	時間額
給与条例別表第1行政職給料表の適用を受ける常勤職員の従	給与条例別表第1行政職給料表の職務の級1級における最高	中欄に掲げる給料月額及び当該給料月額に給与条例第12条第3項に規定する割合を乗じて得た額（1円未

事する職務と類似する職務に従事する職員	の号給の給料月額	満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額を21で除し、その額を7.75で除して得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
給与条例別表第2医療職給料表ア医療職給料表(1)の適用を受ける常勤職員の従事する職務と類似する職務に従事する職員	給与条例別表第2医療職給料表ア医療職給料表(1)の職務の級1級における最高の号給の給料月額	中欄に掲げる給料月額並びに当該給料月額に給与条例第13条に規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額を21で除し、その額を7.75で除して得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
給与条例別表第2医療職給料表イ医療職給料表(2)の適用を受ける常勤職員の従事する職務と類似する職務に従事する職員	給与条例別表第2医療職給料表イ医療職給料表(2)の職務の級1級における最高の号給の給料月額	中欄に掲げる給料月額及び当該給料月額に給与条例第12条第3項に規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額を21で除し、その額を7.75で除して得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
給与条例別表第2医療職給料表ウ医療職給料表(3)の適用を受ける常勤職員の従事する職務と類似する職務に従事する職員	給与条例別表第2医療職給料表ウ医療職給料表(3)の職務の級1級における最高の号給の給料月額	中欄に掲げる給料月額及び当該給料月額に給与条例第12条第3項に規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額を21で除し、その額を7.75で除して得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
給与条例別表第3消防職給料表の適用を受ける常勤職員の従事する職務と類似する職務に従事する職員	給与条例別表第3消防職給料表の職務の級1級における最高の号給の給料月額	中欄に掲げる給料月額及び当該給料月額に給与条例第12条第3項に規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額を21で除し、その額を7.75で除して得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号。以下「教職員給与条例	教職員給与条例別表第1教育職給料表ア教育職給料表(1)の職務の級2級における最高の号給の給料月	中欄に掲げる給料月額及び当該給料月額に教職員給与条例第14条第3項に規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額を21

<p>」という。)別表第1教育職給料表ア教育職給料表(1)の適用を受ける常勤職員の従事する職務と類似する職務に従事する職員</p>	<p>額</p>	<p>で除し、その額を7.75で除して得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p>
<p>教職員給与条例別表第1教育職給料表イ教育職給料表(2)の適用を受ける常勤職員の従事する職務と類似する職務に従事する職員</p>	<p>教職員給与条例別表第1教育職給料表イ教育職給料表(2)の職務の級2級における最高の号給の給料月額</p>	<p>中欄に掲げる給料月額及び当該給料月額に教職員給与条例第14条第3項に規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額を21で除し、その額を7.75で除して得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p>
<p>教職員給与条例別表第2学校栄養職給料表の適用を受ける常勤職員の従事する職務と類似する職務に従事する職員</p>	<p>教職員給与条例別表第2学校栄養職給料表の職務の級1級における最高の号給の給料月額</p>	<p>中欄に掲げる給料月額及び当該給料月額に教職員給与条例第14条第3項に規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額を21で除し、その額を7.75で除して得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p>
<p>教職員給与条例別表第3学校事務職給料表の適用を受ける常勤職員の従事する職務と類似する職務に従事する職員</p>	<p>教職員給与条例別表第3学校事務職給料表の職務の級1級における最高の号給の給料月額</p>	<p>中欄に掲げる給料月額及び当該給料月額に教職員給与条例第14条第3項に規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額を21で除し、その額を7.75で除して得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p>
<p>特に専門性が高く、前各項に規定する月額又は時間額の範囲内で給料又は基本報酬の額を規定することが適当でない職務に従事する職員</p>	<p>さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号)第7条第1項に規定する給料表の最高の号給の給料月額</p>	<p>中欄に掲げる給料月額及び当該給料月額に給与条例第12条第3項に規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額を21で除し、その額を7.75で除して得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p>

## さいたま市条例第19号

### さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する 条例

さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年さいたま市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、 <u>同項第2号</u> に掲げる事務とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、 <u>同項第1号</u> に掲げる事務とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市条例第20号

### さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(年次有給休暇) 第15条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。ただし、 <u>地方公務員法第22条の3第1項</u> 、 <u>育児休業法第6条第1項第2号</u> 又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用に係る教職員の年次有給休暇の日数については、当該教職員の任用期間を考慮し、教育委員会規則で定める。 (1)～(3) [略] 2・3 [略]	(年次有給休暇) 第15条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。ただし、 <u>地方公務員法第22条第2項</u> 、 <u>育児休業法第6条第1項第2号</u> 又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用に係る教職員の年次有給休暇の日数については、当該教職員の任用期間を考慮し、教育委員会規則で定める。 (1)～(3) [略] 2・3 [略]

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市条例第21号

### さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例

(さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休職者の給与) 第29条 [略] 2～6 [略] 7 第2項、第3項又は前項に規定する教職員が、 <u>これらの規定に規定する期間内で第25条において準用する市職員給与条例第27条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、第25条において準用する市職員給与条例第27条第1項の規定により教育委員会規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項又は前項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、教育委員会規則で定める教職員については、この限りでない。</u> 8 [略]	(休職者の給与) 第29条 [略] 2～6 [略] 7 第2項、第3項又は前項に規定する教職員が、 <u>当該各項に規定する期間内で第25条において準用する市職員給与条例第27条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第25条において準用する市職員給与条例第27条第1項の規定により教育委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、教育委員会規則で定める教職員については、この限りでない。</u> 8 [略]

(さいたま市教職員退職手当条例の一部改正)

第2条 さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第26条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定による失職をした者又はこれに準じる退職をした者</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第26条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定による失職（<u>法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）をした者又はこれに準じる退職をした者</p> <p>2・3 [略]</p>

## 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

さいたま市条例第22号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 <u>住民票若しくは</u> <u>住民票の除票又は</u> <u>戸籍の附票若しく</u> <u>は戸籍の附票の除</u> <u>票の写しの交付</u>	[略]	2 住民票又は戸籍 の附票の写しの交 付	[略]
3～10 [略]		3～10 [略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



さいたま市条例第23号

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例（平成14年さいたま市条例第95号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(年金管理者) 第11条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 <u>(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> <u>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> 3～7 [略]	(年金管理者) 第11条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 <u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>(2) 破産者であつて復権を得ないもの</u> 3～7 [略]

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

さいたま市条例第24号

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(診療科目及び病床数)	(診療科目及び病床数)
第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。	第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(23) [略]	(1)～(23) [略]
<u>(24) 放射線診断科</u>	<u>(24) 放射線科</u>
<u>(25) 放射線治療科</u>	
<u>(26) [略]</u>	<u>(25) [略]</u>
<u>(27) [略]</u>	<u>(26) [略]</u>
<u>(28) [略]</u>	<u>(27) [略]</u>
<u>(29) 緩和ケア内科</u>	
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和元年12月29日から施行する。

さいたま市条例第25号

さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例

さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(登録申請の不受理等)</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録をすることはできない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、<u>氏、名、旧氏</u>（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(印鑑の登録)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の印鑑登録票には、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に<u>旧氏の記録がされている場合</u>にあっては氏名及び</p>	<p style="text-align: center;">(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(登録申請の不受理等)</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録をすることはできない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名（<u>外国人住民に係る住民基本台帳に通称が記録されている場合</u>にあっては、氏名及び通称。以下この号、<u>第6条第2項第4号及び第17条第2号</u>において同じ。）、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(印鑑の登録)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の印鑑登録票には、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 氏名</p>

当該旧氏、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称。以下同じ。）

(5)～(7) [略]

3 前項第2号から第7号までに掲げる事項を登録する印鑑登録票は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。

(印鑑登録票の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録票を消除しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 氏名、氏又は名の変更により、登録してある印鑑が第4条第1項第1号の規定に該当するに至ったとき。

(5)～(8) [略]

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。）に使用し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 [略]

(5)～(7) [略]

3 前項第2号から第6号までに掲げる事項を登録する印鑑登録票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。

(印鑑登録票の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録票を消除しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 氏名（外国人住民に係る住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては、氏名又は通称）、氏又は名の変更により、登録してある印鑑が第4条第1項第1号の規定に該当するに至ったとき。

(5)～(8) [略]

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証を端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。第17条において同じ。）に使用し、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 [略]

(暗証番号の登録)

第14条 印鑑登録者は、前条第2項の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、あらかじめ自ら市長に暗証番号の登録を届け出なければならない。

2 前項に規定する届出の確認については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「印鑑の登録の申請」とあるのは「暗証番号の登録届出」と、「申請」とあるのは

	<p><u>「届出」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を登録するものとする。</u></p> <p><u>(暗証番号の変更)</u></p> <p><u>第15条 暗証番号を変更しようとするときは、前条の規定により暗証番号の登録を届け出た者（以下「暗証番号登録者」という。）が、暗証番号の変更を自ら市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する届出の確認については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「印鑑の登録の申請」とあるのは「暗証番号の登録変更届出」と、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を変更するものとする。</u></p> <p><u>(暗証番号の廃止)</u></p> <p><u>第16条 暗証番号登録者は、暗証番号を廃止しようとするときは、暗証番号の登録の廃止を自ら市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 第3条ただし書の規定は、暗証番号登録者が自ら前項に規定する届出をすることができない場合について準用する。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該暗証番号を廃止するものとする。</u></p>
<u>第14条</u> [略]	<u>第17条</u> [略]
<u>第15条</u> [略]	<u>第18条</u> [略]
<u>第16条</u> [略]	<u>第19条</u> [略]
<u>第17条</u> [略]	<u>第20条</u> [略]
<u>第18条</u> [略]	<u>第21条</u> [略]
<u>第19条</u> [略]	<u>第22条</u> [略]
<u>第20条</u> [略]	<u>第23条</u> [略]

## 附 則

この条例中第2条、第4条、第6条及び第12条の改正は令和元年11月5日から、第13条の改正、第14条から第16条までを削る改正及び第17条から第23条までの改正は同年12月29日から施行する。

## さいたま市条例第26号

### さいたま市公共事業評価審議会条例

#### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市が行う公共事業の評価に関し必要な事項を審議するため、さいたま市公共事業評価審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

#### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

さいたま市条例第27号

さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例（平成24年さいたま市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、<u>停車帯、自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第3種第5級及び第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(副道)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(自転車通行帯)</p> <p><u>第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに</u></p>	<p style="text-align: center;">(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、<u>停車帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第3種第5級及び第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(副道)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 副道の幅員は、規則で定める。</p>

自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、規則で定める。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 [略]

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 [略]

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 [略]

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 [略]

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 [略]

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 [略]



(区分が変更される道路の特例)

第40条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該部分を当該市道とすることにより道路の区分(令第3条第2項に規定する区分に限る。)が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項、第5項及び第7項、第8条第1項、第10条第1項及び第2項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条、第34条並びに令第3条第4項及び第5項、令第4条並びに令第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項(車線の左側に設ける路肩に限る。)、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第40条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該部分を当該市道とすることにより道路の区分(令第3条第2項に規定する区分に限る。)が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項、第5項及び第7項、第8条第1項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条、第34条並びに令第3条第4項及び第5項、令第4条並びに令第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項(車線の左側に設ける路肩に限る。)、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市が管理する県道又は市道については、この条例による改正後のさいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

さいたま市条例第28号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(給与の種類及び決定の基準)</p> <p>第2条 水道局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(扶養手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(退職手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職</p>	<p style="text-align: center;">(給与の種類及び決定の基準)</p> <p>第2条 水道局企業職員で常時勤務を要するもの（<u>臨時に雇用される者を除く。</u>）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(扶養手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p style="text-align: center;">(退職手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職</p>

手当の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) [略]

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者

(3) [略]

3・4 [略]

(会計年度任用職員の給与)

第22条 水道局企業職員で会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とし、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年さいたま市条例第18号)の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。

2 水道局企業職員で会計年度任用職員であるものが退職した場合における退職手当の支給については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

手当の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) [略]

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者

(3) [略]

3・4 [略]

(非常勤職員等の給与)

第22条 水道局企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

## 附 則

この条例中第5条の改正は公布の日から、第16条の改正は令和元年12月14日から、第2条及び第22条の改正は令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市条例第29号

### さいたま市消防団条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団条例（平成13年さいたま市条例第282号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。  (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) [略]	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) [略]

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。